

## 第7回協働ルール検討会議 理念に関する議論を行う会 議事録

と き 平成13年10月4日(木) 14時~19時15分  
ところ 大和市役所分庁舎第2・3会議室  
参加者 ・委員10名  
林座長 河崎副座長 内海部会長 石間委員 市村委員 伊藤委員  
小林委員 中村委員 林克之委員 平塚委員  
・傍聴者:2名  
・オブザーバー参加1名(玉川まちづくりハウス:伊藤さん)  
・市職員(ワーキングメンバー)2名:高橋(企画政策課) 北島(開発事業課)  
・事務局:幟川市民活動課長他2名

### 議事要旨

#### 1.全体の流れ

今回は、条例素案の検討を中心に議論が進められました。はじめに、内海部会長から部会報告があり、条例の位置付けと具体的な仕組みに関する内容説明の後、市から部長会議(10/2)の報告を行い、その報告内容をもとに質疑応答がありました。

次に、提言書の構成についての確認がされた後、条例素案たたき台をもとに検討が進められ、最後に提言までの具体的な検討スケジュールが確認されました。

なお、前半が第7回検討会議、後半が理念に関する議論を行う会という予定でしたが、両方をあわせて、5時間を超えるマラソン会議として行われました。

#### 2.確認事項

前文は、各委員がそれぞれ自分の思いをもとに作成する。10/18(木)必着で、郵送の場合は事務局へ、メールの場合はメーリングリストへ出す。職員ワーキングのメンバーにも前文の作成を依頼する。

たたき台の検討内容を事務局で整理し、修正版を準備する。この修正版は、第4回ワークショップ(10/21)へ提示する。

たたき台の第12条(市民事業)13条(協働事業)14条(登録)は、NPOで活躍している委員が、内容の検討を行う。

提言書の構成は、資料4のとおりとする。

今後の検討予定は、資料7のとおりとする。

## 議事内容

開会：14時

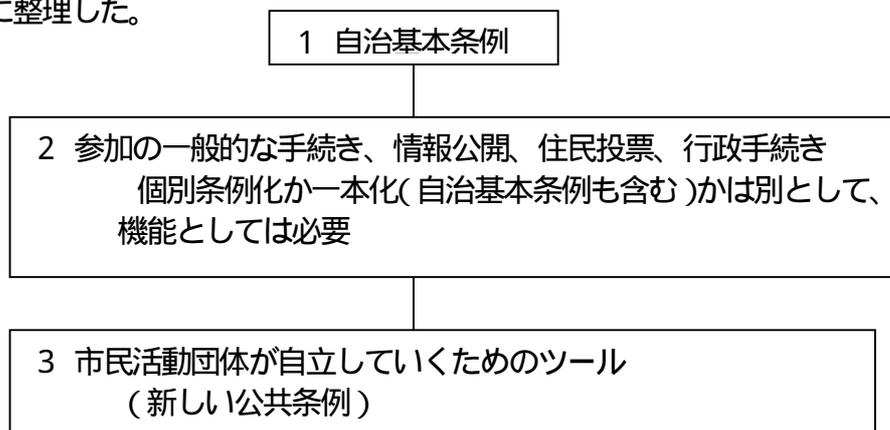
(以下、議事内容 進行は林座長)

- ・座長：今日は、夜まで続くマラソン会議。後半は、理念に関する議論を行う予定になっているが、まず、部会報告をお願いしたい。

### 第9, 10回部会(9/21)の報告

内海部会長から、資料に基づき、第9, 10回部会(9/21)の内容報告がありました。  
条例の位置付けについて

- ・市民活動が自立していくためのツールとして今回の条例を考え、自治基本条例との関係を次のように整理した。



具体的な仕組みについて

- ・これまでチャートとして提示してきたものは重厚な内容であり、前回の第6回検討会議(8/31)でも、表現が硬いなどの意見が出ている。また、第3回ワークショップ(9/15)では、登録や第三者機関などはいらないのではないか、という意見が出ている。
- ・そこで、9/21の部会では、この重厚なしくみをひもといてみる作業を行ったが、その内容を資料3にまとめた。(資料3の説明)
- ・座長：部会報告の内容について、意見、質問はあるか。
- ・傍聴者：資料3の4ページに市民活動センターのイメージが出ているが、「NPO的団体がボランティアで支える」となっている。センターは、個人が登録して参加することが大切だと思うが、そのあたりを聞きたい。
- ・部会長：もちろん個人の参加も大切。さまざまな人や団体が参加していけるような運営が求められるだろう。

- ・傍聴者：個人が先でその集合体が団体というような意識の書き口の方が良いと思う。

## 市の検討経過報告

幟川市民活動課長から、部長会議（10/2）の内容報告の後、質疑応答があった。

- ・委員：自治基本条例が突然出てきたような感じがするが、自治基本条例が憲法的なものだとすれば、今回の条例より先につくられるべき。個別条例が先行するのはおかしい。
- ・委員：庁内で市民活動に関する温度差がある、とのことだが、市民活動を好ましくない、と考える部署がある、ということか。
- ・事務局：職員の意識に温度差がある、ということである。
- ・座長：自治基本条例に先行する、という点について、意見はあるか。
- ・委員：どういう範ちゅうのものをつくるのか、という議論が最初にあったが、その時のやりとりのなかで、個人的には、参加条例は別の機会につくる、ということで整理した。
- ・委員：順番が逆な点については、最初から戸惑いがあった。去年の夏に市が行った市民活動団体実態調査の対象となった団体は、今回の検討のねらいを理解して議論に入ったが、そのような団体に入っていない委員とのギャップがあったように思う。
- ・委員：順序の問題はあるにせよ、この会議が負っている使命は、きちんと果たすべきではないか。自治基本条例については、突然出てきたというよりは、これまでの検討会議での議論がきっかけになって、先月の9月議会での市長答弁につながったと考えるべきなのでは。
- ・座長：条例化の範囲の問題は、3回目ぐらいまでは、繰り返し出た議論。その後、市民活動に絞ろう、ということに進んできた。
- ・座長：自治基本条例に先行する、という順序の問題について、部長会議で議論はあったのか。
- ・事務局：順序の問題も含めて、自治基本条例に関する議論もされたが、今回の条例が、自治基本条例と理念部分でオーバーラップしても構わないのでは、という意見も出た。
- ・事務局：条例の名称が硬すぎる、という意見も出された。
- ・委員：自治基本条例の骨組みを固めていく必要があるとの議論があったとのことだが、いつ頃までに、という点は確認されたのか。
- ・事務局：意見として出た内容を紹介したもので、決まった内容ではない。

## 提言の構成について

- ・資料4の構成で各委員了承

## 条例素案たたき台について

- ・ 部会長：当初、会議が設けられた段階での市が抱いたイメージからは、議論が広がりを見せてきた。今後、提言に向けて、ワークショップの議論や市の職員ワーキングの意見などを踏まえて、検討を進めたい。大切なことは、今回の会議は、行政が用意したたたき台を議論する場ではなく、私たち市民が作りあげていく、ということ。
- ・ 部会長：このたたき台では、前文の部分がスペースになっているが、委員皆さんで考えてもらえればと思う。また、別に定める、という表現がいくつか出てくるが、この条例は、運用が大切になる。そのため、運用を司る「協働推進会議」が大きなポイントになると思う。市民中心の自由な会議として位置付けられればと考える。

### 【全般を通じて】

- ・ 座長：それでは、資料5の条例たたき台、資料6のポイント資料を中心に、議論を進めたい。まず、全般を通じて気づいたことがあれば発言してもらいたい。
- ・ 委員：「みんな」が随所に出てくるが、条例のこととしては不適當。みんなが権利義務を負うことになれば、逆に誰もやらない、ということになり、責任の所在があいまいになる。
- ・ 委員：市民については、「……とする」となっているのに対し、市については「……に努める」と努力規定になっており、何か市民にばかり制約を加えるような感じである。
- ・ 委員：トラブルが生じた時の解決策についてだが、具体的な条例とするならば、調停機関のような位置付けが必要なのではないか。
- ・ 委員：市民が条文を根拠に何らかの作為を行えるのか。それとも宣言的な条例なのだろうか。
- ・ 委員：前文はなぜ設けるのか。条例や法律でも前文を設けるのは、限られた場合なのである。
- ・ 委員：国際交流や文化交流などが盛んに行われていることから、新しい文化を創造していく、という考え・表現を盛り込むべきではないか。
- ・ 委員：14条（登録）については、登録の方法や期間、評価などの具体性が必要なのではないか。
- ・ 委員：新しい公共についてのきちんとした説明が必要である。
- ・ 委員：1項目ごとに集中して議論をしたい。国際交流の話が出たが、だからこそ前文が必要なのでは。そのような思いを前文に託すべきである。委員1人1人が前文を書いて、それを持ち寄ることを提案したい。
- ・ 座長：前文の持ち寄りについては、後で確認することとして、たたき台の資料に従って、順番に議論を進めていきたい。

## 【名称について】

- ・委員：仮称で「新しい公共を支える市民活動推進条例」となっているが、「支える」という言葉は、義務的、一方的な感じがする。新しい公共をつくる、担っていくことは、自ら喜び自発的に行うことで、活動の現場も事実そうである。「つくる」「創造する」というような表現の方が良い。
- ・部会長：案はあくまでもヒントとして考えるべき。「新しい公共」は是非入れるべきだと思う。
- ・委員：新しい公共の定義はどうするのか。
- ・部会長：前文のなかで、考え方を示すのが良い。市民が主体でつくる条例は、前文を設けるケースも増えてきている。
- ・座長：いきなり条文ではわかりにくいので、前文が設けられてきた背景もある。
- ・委員：新しい公共は、概念はできているので、「支える」「めざす」ではなく「新しい公共のための」という表現の方が良いと思う。
- ・委員：今回の条例は、協働を主体に考えるもので、それを表すような表現が良い。
- ・委員：新しい公共は主体の関係性を考えるものなので、「支える」という表現は納得できる。特に違和感はない。
- ・委員：今回の条例の中心はボランティアな活動で、政治的な関与を底辺で支える部分。政治的な関与は自治基本条例で考え、その2つをもとに新しい公共がある、というイメージである。言い換えれば、自分たちの姿勢に関する問題の部分が今回の条例で、政治に関わる部分が自治基本条例。そのことがわかるような名称が良いと思うが。
- ・委員：具体的にどのような名称が良いと思うか。
- ・委員：この「新しい公共を支える市民活動推進条例」は、まあ良いのではないか。
  
- ・委員：この条例は、市民活動を包含する基本条例か。
- ・委員：市民活動を自由にやる人にまで押し付ける必要はない。新しい公共をつくる意思のある人たちが関わるための条例であれば良い。
- ・委員：4条（市民の役割）を読むと、市民全体をさしているように読める。
- ・委員：それはよけいなおせっかい。市民活動をする、したい人たち全部に網をかける必要はない。
- ・座長：この条例が制約を課すものではなく、制約を除く方向に持っていかないといけない。
- ・委員：協働するためのルールがこの条例の魂、骨格であり、最も大事なところだと思う。
- ・委員：市民1人でもできる、支援する。やりたい、という時にできるための条例という

イメージで、当初この会議に参加した。

- ・委員：意思がある人は良い。意思がない人にまで強制する必要はどこにもない。
- ・座長：そういう意味では、4条の「のっとり」という表現は、義務的・強制的な感じがするのでやめるべき。
- ・委員：市民活動に関する基本条例であるならば、シンプルに「市民活動に関する基本条例」が良い。
- ・委員：自治基本条例がないのに、それにひっぱられるような議論をするのはナンセンスであると感じる。今までの議論が台無しになる。新しい公共は別にあるわけではなく、現在が進化していくものという考えが大切だと思う。
- ・部会長：新しい公共に参加しようという意思のある人が対象となるという考え方は重要であると思う。
- ・委員：個別条例にない内容はこの条例の規定に従う、という一般法的なものならば、この条例は基本条例。
- ・委員：今回の条例は、横断的なもの。
- ・部会長：今回の条例は、基本条例であるが、ツール、という点が重要。
- ・委員：前文で、そのような条例の性格の枠組みも含めた表現をすべき。

#### 【前文に関連して】

- ・座長：今、名称の議論をしているが、やはり内容に関わってくるので、内容を議論したいと思う。まず前文についてはどうか。
- ・座長：新しい公共は、社会に開く、ということが基本。支援というのは一方的に受身の関係になりおかしい。
- ・委員：条例の位置付けがあいまいだと前文の議論もできないのでは。協働事業というのは、本来は参加の問題だが、参加については自治基本条例ということであり、何だかすっきりしない。
- ・部会長：協働事業は、市民活動全般を豊かにするための要素のひとつ、と考えれば良いのでは。
- ・委員：何のためにこの条例をつくるのかを考えるべき。目的は、多様な価値観のコミュニティであって、参加はあくまでも手段なので、必要なところに書き込んでおけば良い。
- ・委員：そうとは言い切れないのでは。新しい公共は、参加が保障された関係。
- ・座長：自治基本条例では、市民の参加を権利として位置付けることもあるだろう。
- ・座長：新しい公共とは、
  - \* 1人1人の市民が自分の思いを生かせるような社会
  - \* 自分自身の持っている資源を開く、ということ

- \* 自分たちのできることを話しながら新しい地域社会をつくろう、ということ
- ・ワザバ-：ワークショップでは、外国人支援の話が出たり、高校生が参加したりしている。外国人や未成年者は、この条例では市民とみなすのか。条例自体に定義することはないと思うが、条例の解説には加えておくべきで、そのための共通認識は持つておく必要はあると思う。
- ・部会長：主体があいまいな部分があるが、そのまましておくのか、それとも条例ではきちんと整理しておくのか、という点は確認しておきたい。
- ・座長：前文については、それぞれの委員の思いもあると思うので、委員各自が前文を書くこととしたい。第4回ワークショップには、前文つきで提示したいので、それに間に合うように、10/18（木）必着で、郵送の場合は事務局、メールの場合はメーリングリストへ出すこととする。
- ・座長：より多くの知恵を集めるために、この作業は職員のワーキングメンバーにもお願いすることとしたい。

#### 【1条（目的）2条（用語の意義）】

- ・座長：1条の「みんな」の定義部分にある「・・・等の市民活動の主体」というのは気になる。削除すべき。
- ・委員：「みんな」は、やめてほしい。1条の条例の主体は、「新しい公共を形成する意思があるもの」で良いと思う。
- ・委員：2条の市民活動の定義は、社会性のある活動で、しかし勝手に自分たちだけでやる活動には強制しないことを表現したい。「営利を目的としない新しい公共を形成する意思ある活動」など。
- ・委員：全体的によけいなおせっかい的な表現があるので、そこは直してほしい。
- ・座長：この条例の性格を左右する内容。既存の条例とは違ってくる。
- ・部会長：市民を中心にルール化していく、という点からは、団体も市民も含めて、「新しい公共を形成する意思があるもの」とする定義の仕方は良いと思う。
- ・座長：市民の定義はどうするか。新しい公共に関わりのある人ということか。
- ・ワザバ-：厳密に議論するのは自治基本条例をつくる時で良いとは思いますが、ワークショップでは、外国人の問題も出ており、ある程度共通認識を持つておきたい。
- ・委員：多摩NPOセンターは、市外の登録もO.K。市民の定義は居住者に限る必要はない。
- ・委員：意思を前提とするような定義は、あいまいではないか。
- ・部会長：市民活動の定義については他に意見はないか。
- ・委員：2条のイロハは、もっと簡潔にすべき。

- ・ガザ-バー：イロハなどあまり細かく定義しなくても新しい公共にそぐわない活動は自ずと排除されるのでは。仕組みをオープンにしておけば良いのではないか。
- ・事務局：行政の中立性という点からは、このような除外規定は必要である。
- ・委員：せめて、イロハはひとつに簡潔にまとめるべき。
- ・部会長：オープンにしておく、という点をきちんとすれば、イロハは要らないかもしれない。

### 【3条（基本理念）に関連して】

- ・部会長：先ほどの定義の考え方でいくと、「みんな」の部分は、「市民等（新しい公共を形成する意思がある市民、団体）、事業者、市」となる。
- ・委員：3条2項の協働の原則部分だが、協働の「協」の部分だけでなく、「働く」というイメージもほしい。そのために、2条で協働をきちんと定義した方が良いのでは。
- ・委員：かえってわかりにくくなるのではないか。単純に「協力及び協調する」は「協力する」でも良いと思う。
- ・委員：3条2項の「お互いの自主性及び創造性を尊重し」は、「お互いの自主性及び創造性を発揮し」の方が良い。
- ・座長：3条1項は「各主体が新しい思いで貢献する」といったようなイメージの表現が良い。
- ・ガザ-バー：3条3項だが、市民は自ずと市民活動に関する情報を出さなければならないが、行政は、多くの行政情報を持っており、そのなかから市民活動に関する情報を出すことになる。その際、これは出す、出さないの判断を行政がするのでは意味がない。7条2項も同じこと。出す情報について「お互いに判断する」ということが重要。
- ・部会長：11条5項により、何の情報を出すか、については、市民が関与できる。
- ・座長：情報に絞らないで、各主体が持っている資源を社会に開く、という考え方を示すべきだと思う。
- ・部会長：3条3項は、「各主体が持っている社会的資源を提供し」というような表現にかえるべき。
- ・座長：社会的資源を市民がいかに使えるか、という視点と、社会的資源をつくっていく、という視点が大切。
- ・座長：社会的資源の定義をした方が良さそうである。
- ・委員：9条に出てくる「情報、人材、場所、資金、交流・連携等」をまとめて定義したらどうか。
- ・委員：語尾が「ものとする」がずらっと並んでいる。これはとるべき。わかりやすくシンプルな内容とする必要がある。

- ・座長：今の「ものとする」をはじめ、全体的にもものものしい表現は簡潔にすることとしたい。

#### 【4条（市民の役割）と5条（市民活動を行うものの役割）に関連して】

- ・部会長：4条（市民の役割）と5条（市民活動を行うものの役割）は、主体が変わるので、内容が変わってくる
- ・座長：5条2項の「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という部分は、とても気になる。公益とは、「国家の役に立つ」という意味があるが、この「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という考え方は、アメリカのNPOがベースとなっている。ヨーロッパの協同組合型社会では、共益・コーポラティブも公益的な概念に含まれるが、この「不特定・・・」の定義では、協同組合はずれてしまう。この表現はとってしまっても良いのではないか。
- ・ワザババ：新しい公共を考えるのであれば、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」というような一律的な内容ではなく、「多様な価値観を生み出す」といったような創造的な考え方が必要。
- ・部会長：定義のなかで市民活動の多様性を表現すべきか。
- ・委員：5条2, 3項で「社会的活動」とした意味は。
- ・事務局：これまでの議論で、市民活動については理念は広く、具体的な仕組みの段階ではある程度絞り込んで、という形で進んできたので、市民活動と社会的活動の2段構成とした。
- ・委員：「多様な価値観を認めあって活動している団体」ぐらいの定義で良いと思う。
- ・部会長：4条と5条は一緒にしてしまっても良さそうである。

#### 【6条（事業者の役割）】

- ・委員：事業者は、企業市民として市民活動に参加することもこれから特に必要だと思うが、その観点からすると、事業者の役割が弱く何か空しい感じである。
- ・座長：企業の社会貢献だけではなく、例えば中心市街地の活性化のために頑張ってお店をやる、そういう営利活動は、新しい公共とも言える。コミュニティビジネスともからむ問題である。
- ・ワザババ：NPOはミッションを大切にすると、いっても、現実の場面では、企業とNPOの境界線はあいまいなところが多い。企業の参加の仕方はもっと書き込めると思う。その際には、公開性が大切。
- ・委員：多摩のNPOセンターを視察した時に、説明のなかで、NPOに融資する銀行はほとんどないなかで、果たして企業と対等な関係で入札ができるのか、という話を聞いた。

だから、別に考えるのか、あくまでも一緒に考えるのか、具体的な仕組みづくりのなかでは、難しい問題だと思う。

- ・座長：事業者の役割については、もう少し踏み込んだ書き口を考えたい。
- ・オザバー：企業とNPOがジョイントベンチャーを行う場合など、市との関係も含めて、どういう関わりになるのかがよくわからない。
- ・部会長：理念部分では、事業者も含めた各主体が登場するが、具体的な仕組みになると、市と市民等の関係だけになっている。
- ・オザバー：具体的な仕組みのなかで、事業者を切り離してしまって良いのか。
- ・座長：行政が成熟しないと難しい面もあるが、アメリカのような社会になれば、本来の協働事業も成り立つ。アメリカでは、企業とNPOがうまくジョイントベンチャーを組む仕組みが資金面も含めてできている。企業もNPOと手を組みたがる。どこまでを想定して書き込むかが問題である。
- ・部会長：この問題は、NPOの収益事業と市民活動の関係をめぐって、検討会議でもかなり議論された部分。結論は持ち越されている。
- ・オザバー：大和市は、ワーカーズの活躍が全国的にも知られているまちである。福祉事業をワーカーズをはじめ、多くの団体が担っている点を考えれば、企業との関係を含めた発展性を持たせた仕組みを想定しても良いのではないか。
- ・委員：条文上は広く読めるようにしておいて、条例の解説で今のような点を書き込めば良いと思う。
- ・委員：事業者という表現は、介護保険の事業者などをイメージしてしまい、ちょっとそぐわない感じがする。
- ・委員：事業所統計調査では、NPOは事業所には含まれていない。
- ・オザバー：新しい公共の仕組みであれば、市民事業や協働事業にも、事業者を位置付けるべきである。
- ・委員：市民からすれば、NPOであっても企業であってもどちらでも良く、仕組みとしては、公平性が担保されれば良い。
- ・オザバー：今の入札制度は公平ではない。行政との関係では企業とNPOは同じではない。自治体でも、NPOに特別枠を設けているところ、一緒にしているところ、NPOに補助金で対応しているところ、など対応もまちまちである。

## 【7条（市の役割）】

- ・座長：先ほど、基本理念のところ、どんな行政情報を出すのかは市が自分で決めることではない、という議論があったが、そのあたりはどうか。

- ・オブザーバー：7条2項の「必要な情報の公開」や3項「役割分担の適正化」は、市だけが決めることではない。「協議して」などの表現を加えるべきである。
- ・委員：ここで言う「市」とは、議会などの政治的決定レベルを含めての市か。
- ・オブザーバー：理屈としてはそうだが、現実には自治基本条例がないなかでは、議会でうんぬんまで話をするよりは、まずお役所と市民との関係を考えるべきでは。
- ・座長：情報公開条例との関係もあるかと思うが、2項の「必要な情報の公開」の前に、「市民等との協議のもとに」という表現を加えることとしたい。また、3項の「役割分担の適正化」は、「協働」に置き換える。
- ・部長：関連して気になっていたことだが、3条1項「みんなで考え」というのは、かなりあいまいな表現。「考える」よりは「決定する」という方が良い。
- ・座長：語尾に「努める」が多いが、すべてとることとしたい。
- ・座長：だいぶ時間も経過したが、検討会議と理念の議論を行う会と特にわけずに、このまま素案たたき台の検討を進めることとしたい。

休憩

#### 【8条（主体間の信頼関係）】

- ・オブザーバー：信頼関係というのは当たり前の話だが、このような規定は必要なのか。具体的な対話・研修の場を設けるということか。それとも、今は信頼関係がないから、それをつくっていきこう、という主旨なのだろうか。
- ・委員：大事なことなので、それを確認するという事だろう。
- ・部長：関係性を議論したなかで、信頼関係が基本だ、という点が確認されたので、それに基づき条文化したということ。
- ・委員：基本的には信頼関係がないのが現状だろう。信頼関係を築くためには、市の自己改革だけではなく市民の意識も高めながら、信頼関係を築いていくことが重要。共育(ともいく)の精神だと理解する。
- ・オブザーバー：そういうことであれば、文章を入れ替えて、お互いの信頼関係を育むために、対話や交流を促進する、という表現にした方が良い。
- ・座長：8条は、「お互いの信頼関係を育むために、対話し、交流し、学びあう」という形の表現とする。

#### 【9条（協働に必要な機能）】

- ・委員：9条はもっとシンプルにしたい。語尾の「努める」は、「・・・こと」としてほしい。

- ・ 部会長：資料3の基本的機能1～10のうち、条文に出ていない「相談」やその他重要な要素を入れ込む必要はないだろうか。
- ・ 座長：重要なのは、新しい公共に参加する人たちが出会う機会があること、そのような場をつくる人たちをバックアップすること。
- ・ 座長：一同に会する機会や集まり同士がブリッジしあう場など、さまざまな場をつくるのが大切で、そのためにどのようなインセンティブを設けるか。
- ・ 部会長：9条2項がそのような主旨の規定。
- ・ 座長：リソースを提供する、ということに加えて、新しい公共では、そのリソースをみんなで作っていく、という点に重点を置くことが大切。そのような表現を考える必要がある。

### 【10条（協働の拠点）11条（市の施策）】

- ・ 委員：10条（協働の拠点）は、「拠点を設置し、その充実に努める」というようなシンプルな表現が良い。
- ・ 座長：拠点はひとつではなく、いろんな主体が頑張って複数できていくのが良い。条文では、ひとつと限定するような書き方はしないことがポイント。
- ・ 委員：11条（市の施策）3項で、「支援」という言葉が出てくるので削除し、「応分の負担をする」というような表現にすべきである。
- ・ 座長：拠点が機能するために、市の資源を活用する、というような書き口が良い。
- ・ 委員：12条（市民事業）は、そもそも市民が自主的に行うものだが、よけいなおせっかい部分が多いので、修正すべきである。
- ・ 委員：どこかに、NPO法人を意味するような表現が入らないだろうか。
- ・ 座長：NPOの概念も広いものから狭いものまでであるが、2条の定義のところには、NPOの概念を入れ込めないか。
- ・ 委員：インターネット調査のために用意されたNPOの共通定義がわかりやすい。「正規の組織」「非政府組織」「自発的設立」「自治的運営」「非営利活動」（「公益性」）
- ・ 部会長：確認だが、市民と団体をあわせて市民等と定義するか。
- ・ 座長：そのようにしたい。

### 【12条（市民事業）13条（協働事業）14条（登録）】

- ・ 座長：12～14条で「別に定める」と規定されているが、この検討会議と同じような場が設けられることが必要。規則づくりは行政の仕事、ということで、行政だけで決めてしまうことのないよう、きちっと議論する体制を整える必要がある。
- ・ 委員：協働事業は、NPO法人でなくてもできることが必要。

- ・座長：登録の問題ともからむが、市民事業と協働事業とでは登録の性格に違いが出るだろう。市民事業の登録は、名簿に登載するぐらいの内容で、協働事業の場合は、もう一步踏み込んだ登録、という2種類。
- ・委員：協働事業は、どのように実施されていくのだろうか。
- ・部会長：今後の運用検討の場で考えていく必要がある。条例では別に定める、となっているが、市民が参加して決めていく場が重要になる。
- ・座長：12～14条については、きちんと条文で書き込むべきと考える点、特に実際にNPOで活躍しているメンバーが必要だと考える点を入れ込んでいくべきである。そこで、12～14条については、NPOで活躍している委員の方に、十分に検討をお願いしたい。

#### 【15条（市の施策や計画等への参加）】

- ・委員：15条1項の「拠点を経由」する意味がよくわからない。
- ・部会長：15条の主旨は、提案をすることができ、その提案の内容は開かれた場で検討され、その手続きを経た提案については、行政側に施策への反映責任と結果の説明責任が生じること、という点。
- ・座長：ここは「市の施策や計画等への参加」ではなく「市の施策や計画等への提案」だろう。
- ・委員：この提案においても、協働の原則が重要である。

#### 【16条（協働推進会議）】

- ・座長：名称は「公開による協働推進会議」が良い。
- ・部会長：条例の運用を担うこの会議は、非常に重要。会議に関する事項は別に定められているが、もう少し書き込む必要はあるか。
- ・座長：市民の参加を得る、公開、透明、などは条文化しておくべき。
- ・委員：メンバー構成も書いておくべきでは。
- ・座長：誰がそのメンバーを選ぶのかも重要。
- ・座長：今回の検討は、検討会議、ワークショップ、職員検討体制と、複層的にやってきた。検討会議と職員ワーキングとのつながりがもっと持てたらよかったと思うが、このやり方は良いと思う。条例の運用ではこれを発展させ、もっと現場の声が集まる運用をすべきである。
- ・座長：多様な活動と多様な後方支援型の活動がある、というイメージを出していければと思う。
- ・部会長：イメージとしては、会議のなかに、場とか情報とか、テーマ別にいくつかのプ

プロジェクトができていくのが良いと思う。

### 今後の検討予定

- ・ 部会長：今後の検討予定案を資料7で示してある。提言に向けて、タイトなスケジュールにはなるが、協力して頑張っていければと思う。
- ・ 座長：ワークショップでは、条例の素案をダイアグラムで表現するとわかりやすい。
- ・ 座長：これから提言内容を固めていくなかで、職員の意見もぜひ聴きたい。
- ・ 部会長：職員の意見も聴いていくスケジュールを組んでいる。
- ・ 座長：提言を出した後の取り組みの進め方についても提言のなかに盛り込んでおきたい。
- ・ 座長：今後、この予定で進めていくが、委員の皆さんは、ワークショップにも、なるべく参加するようにお願いしたい。

閉会：19時15分

(記録者：市民活動課 井東)